

再発防止チーム（第2回）議事概要

○日時：令和3年3月22日（月）17:00～17:30

○場所：藤井副大臣室

○出席者：

内閣府副大臣（座長）

内閣審議官（副政府CIO/番号制度推進室長）/内閣府番号制度担当室長（副座長）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室審議官、同参事官

内閣総務官室参事官

内閣官房副長官補室参事官

内閣府大臣官房総務課長

○議事次第

- 1 資料誤り内容の確認（内閣官房 IT 総合戦略室から説明）
- 2 文書チェック体制について

○議事概要

< 1 資料誤り内容の確認（内閣官房 IT 総合戦略室から説明） >

- ・（内閣官房 IT 総合戦略室（以下「IT 室」という。）から資料「要綱等に関する 45 か所誤りの正誤」及び「配付資料に関する正誤表の正誤」に沿って説明）
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の要綱で「地縁」を「地縁」と記載されていた誤りがあったが、なぜこのような誤りが生じたのか。手打ちしないとこのような誤りは生じないのではないか。
- ・ 電子データであっても、コピーした際に誤りが起こり得るとも言われている。電子データであっても、やはり目視による再確認は必要かもしれない。法律番号の誤りなどは手打ちによる誤りだろう。
- ・ 経験が少ない職員も多いので、誤りの前例集があるのであれば、そういったものを共有するのも一つ。要綱・参照条文の誤り防止チェックシートは、内閣府大臣官房総務課から内閣府内には共有はしていたが、実際には細かいところまで確認できなかったのではないか。
- ・ よくある誤りを防ぐための作業ノウハウ集が必要ではないか。
- ・ 参考資料は法制局審査のめどが付いた後の作業なので、今回もめどが立った時点で参照条文や要綱は作り始めているが、当該法案の担当者が参考資料を作成し、自らの近くにいる担当で確認しているというレベルだったと思われる。他の担当者を巻き込んで読み合わせをする、といった確認まではできていなかった。
- ・ 整備法案の要綱及び参照条文の作成作業としては、IT 室内でたたき台を作って、関係各省に確認依頼をした。IT 室内では、読み合わせは 1、2 回実施しただけであった。
- ・ 「現行日本法規」と読み合わせが必要だが、それが必ずしも最新ではない。総務省において e-LAWS（法制執務業務支援システム）のような法令データベースも整備されているが、活用が進んでいない。e-LAWS を完璧なものにして、改め文を自動的に作成できる

という状態にするのが一つの解決策。

- ・ 正誤表の誤りは、資料の電子ファイルの更新をメールで共有していたこともあり、管理にミスが生じた。共通のルールの下、共有フォルダで管理する形にしないといけない。特に、今回のような国会に提出する資料については、マスターファイルを触る担当者を決めて、一つのフォルダ内で時点ごとの正確なバージョン管理が必要。

<2 文書チェック体制について>

- ・ (IT 室から資料「IT 総合戦略室における文書チェック体制について」に沿って説明)
- ・ 審査担当については、早速の取組として、明日(23日)から設置すべき。
- ・ 第3回は、第2回までの検討を受けて、再発防止策の案を議論する予定。

以上